

# 大阪証券取引所との現物市場の統合に伴う関連諸制度の整備について

平成 2 5 年 1 月 3 0 日

株式会社東京証券取引所

## < 目 次 >

<b>I 趣旨</b>	… 1	f. 新商品に関する実効性確保措置	… 12
<b>II 概要</b>	… 1	g. 新商品に関する上場規則の再構成	… 12
<b>1. 上場制度</b>	… 1	<b>2. 取引参加者制度の整備について</b>	… 13
(1) 本則市場	… 1	(1) 市場統合に際しての取引資格の取扱い	… 13
a. 統合に伴う上場銘柄の引継ぎ	… 1	(2) 取引参加料金	… 13
b. 上場審査基準	… 2	<b>3. 売買制度の整備について</b>	… 14
c. 上場廃止基準	… 2	(1) 売買制度	… 14
d. 市場第一部銘柄指定基準・市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準	… 3	(2) 信用取引・貸借取引制度	… 14
e. 上場関係料金	… 3	a. 統合に伴う制度信用銘柄・貸借銘柄の引継ぎ	… 14
(2) JASDAQ市場	… 4	b. 制度信用銘柄の選定及び選定取消し基準	… 15
a. 上場審査基準・上場廃止基準	… 5	c. 貸借銘柄の選定及び選定取消し基準	… 15
b. 上場関係料金	… 7	d. 指定証券金融会社	… 16
(3) 上場市場の変更	… 7	e. 規制措置等に係るガイドライン	… 16
(4) 会社情報の適時開示	… 8	f. 信用取引残高の公表	… 16
(5) 企業行動規範	… 9	<b>4. 売買システムの整備について</b>	… 16
(6) 実効性確保措置	… 9	<b>5. その他</b>	… 17
(7) 優先株等、債券及び転換社債型新株予約権付社債券に関する取扱い	… 9	(1) 先物・オプション取引口座設定約諾書	… 17
(8) 受益証券及び投資証券その他の新商品に関する取扱い	… 10	(2) その他	… 17
a. E T N (外国指標連動証券)	… 10	<b>III 実施時期 (予定)</b>	… 17
b. E T F	… 10	(別添 1) 本則市場の大証単独上場銘柄に対する上場廃止基準の適用に関する経過措置	
c. 不動産投資信託証券	… 11	(別添 2) 本則市場の大証単独上場銘柄の上場関係料金に関する経過措置	
d. カントリーファンド (外国投資証券)	… 11	(別添 3) 大証単独上場 E T F 銘柄の上場関係料金に関する経過措置	
e. ベンチャーファンド	… 12		

## 大阪証券取引所との現物市場の統合に伴う関連諸制度の整備について

平成25年1月30日  
株式会社東京証券取引所

### I 趣旨

本年1月1日の株式会社日本取引所グループの発足を受け、市場機能の集約及び売買システムの統一による速やかなシナジーの実現のため、同グループの子会社である株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）と株式会社大阪証券取引所（以下「大証」といいます。）では、本年7月16日付で大証の現物市場を東証の現物市場に統合いたします。

上記の現物市場の統合にあたり、大証の市場第一部・第二部（以下「大証本則市場」といいます。）に上場している銘柄を東証の市場第一部・第二部（以下「東証本則市場」といいます。）に上場するとともに、大証のJASDAQに上場している銘柄を新設する東証のJASDAQに上場するほか、現在、大証に上場しているその他の現物商品を新たに東証市場でも取り扱うこととするなど、東証の上場制度、取引参加者制度及び売買制度等について所要の整備を行います。

### II 概要

項目	内容	備考
1. 上場制度 (1) 本則市場 a. 統合に伴う上場銘柄の引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"><li>・本制度改正の実施日（以下「統合日」といいます。）の前日において東証に上場していない大証本則市場の上場銘柄（以下「大証単独上場銘柄」といいます。）は、統合日において東証本則市場に上場することとします。</li><li>・大証単独上場銘柄のうち、統合日前日に大証において市場第一部に指定されていたものについては、統合日において東証の市場第一部銘柄に指定します。</li><li>・統合日前日に東証本則市場と大証本則市場の双方に上場している銘柄（以下「統合時重複上場銘柄」といいます。）のうち、東証の市場第二部</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・統合日における大証単独上場銘柄の上場手続き及び統合時重複上場銘柄の上場市場区分の選択の手続きについては、経過措置において定めます。</li><li>・大証単独上場銘柄は、統合日以後、大証における上場日から東証本則市場に上場していたものとみなします。</li></ul> ※大証の「社会資本整備市場」に関する上場制度については、市場統合時には引き継がないものとし、今後具体的な上場検討事例が生じた時点で、改めて制

項 目	内 容	備 考
b. 上場審査基準	<p>銘柄であって、大証の市場第一部銘柄であるものについては、統合日において、東証の市場第一部又は市場第二部のいずれかを上場市場区分として、当該銘柄の発行者が選択するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東証の現行制度を踏襲します。</li> </ul>	<p>度整備の検討を行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統合日前に大証本則市場への新規上場申請を行った者については、東証本則市場に新規上場申請を行ったものとみなし、大証の株券上場審査基準に準ずる基準に基づいて審査を行う旨を経過措置において定めます。</li> <li>提出書類の簡素化など上場審査手続きについて利便性向上のための見直しを併せて行います。</li> </ul>
c. 上場廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>東証の現行制度を踏襲します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大証単独上場銘柄（平成25年1月31日以後統合日以前に東証に上場廃止申請を行って上場廃止となったもの及び統合日の翌日以後に市場第一部銘柄の指定を受けたものを除く。）については、統合日から3年を経過するまでの間、大証の現行基準を適用する旨を経過措置において定めます（詳細については別添1参照）。</li> <li>大証単独上場銘柄のうち、統合日前日において、大証が、株券上場廃止基準に係る猶予期間入りとしている銘柄又は監理銘柄（確認中）若しくは監理銘柄（審査中）に指定している銘柄については、原則として、統合日において東証がその内容を引き継ぎます。</li> <li>大証単独上場銘柄のうち、統合日前日において、大</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>d. 市場第一部銘柄 指定基準・市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東証の現行制度を踏襲します。</li> </ul>	<p>証が、整理銘柄に指定しているものについては、整理銘柄への指定に際して大証が定めた上場廃止日の前日までの期間に限り、東証本則市場に上場するものとし、この場合において、東証は、当該銘柄を統合日において整理銘柄に指定するものとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統合日前に大証に対して市場第一部銘柄への指定申請又は市場第二部への指定替え申請を行った者については、東証にこれらの申請を行ったものとみなし、大証の市場第一部銘柄指定基準に準ずる基準に基づいて審査を行う旨等を経過措置において定めます。</li> <li>統合日前日において、大証が、指定替え基準に係る猶予期間入りとしている銘柄については、統合日において東証がその内容を引き継ぎます。</li> </ul>
<p>e. 上場関係料金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東証の現行制度を踏襲します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大証単独上場銘柄（平成25年1月31日以後統合日以前に東証に上場廃止申請を行って上場廃止となったもの及び統合日の翌日以後に市場第一部銘柄の指定を受けたものを除く。）については、統合日から3年を経過するまでの間、統合日の直前に適用された年賦課金の額をもって年間上場料の額とするなど、相応の経過措置を設けます（詳細については別添2参照）。</li> <li>大証単独上場銘柄が新たに発行する株券（株式の転</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(2) JASDAQ市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東証においてJASDAQを新設します。</li> <li>・統合日前日において大証のJASDAQに上場している銘柄（以下、「大証JASDAQ銘柄」といいます。）は、統合日において東証のJASDAQ（以下「東証JASDAQ」といいます。）に上場することとします。ただし、統合日前日において東証本則市場と大証のJASDAQ、又は東証のマザーズと大証のJASDAQに重複して上場している銘柄（以下「JASDAQ重複上場銘柄」といいます。）については、東証本則市場若しくは東証JASDAQのいずれか一方、又は東証のマザーズ若しくは東証JASDAQのいずれか一方を上場市場として、統合日において当該銘柄の発行者が選択するものとします。</li> </ul>	<p>換又は新株予約権の行使等により新たに発行される株券を除きます。)のうち、統合日前日に発行決議が行われ、上場日が統合日以後となるものの上場手数料については、大証の徴収標準に準じて課金する旨を経過措置において定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東証JASDAQは、東証の開設する金融商品取引市場における市場区分とします。統合後における東証の市場区分は、本則市場のうちの市場第一部及び市場第二部、マザーズ並びにJASDAQの4区分となります。</li> <li>・東証JASDAQは、多様な業態・成長段階の企業に対し、より広範な上場と資金調達の途を開き、もって幅広い産業の育成に資するとともに、投資者に多様な投資対象を提供することを目的とします。</li> <li>・東証JASDAQには、内訳区分としてスタンダード区分とグロース区分を設けることとします。大証JASDAQ銘柄（JASDAQ重複上場銘柄であって、統合日において東証JASDAQを上場市場として選択しなかったものを除きます。）のうち、統合日前日において、スタンダードに上場しているものについては東証JASDAQのスタンダード区分に、グロースに上場しているものについては東証JASDAQのグロース区分にそれぞれ上場するものとします。</li> <li>・統合日以後においては、東証本則市場と東証JAS</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>a. 上場審査基準・ 上場廃止基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、大証の現行制度を踏襲します。</li> </ul>	<p>DAQ及びマザーズと東証JASDAQとの間の重複上場はできないこととします（市場区分の変更については、別に定める上場市場の変更の手続きによるものとします。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合日における大証JASDAQ銘柄（JASDAQ重複上場銘柄を除きます。）の上場手続き及び統合日におけるJASDAQ重複上場銘柄の上場市場の選択の手続きについては、経過措置において定めま</li> <li>・大証JASDAQ銘柄（JASDAQ重複上場銘柄を除きます。）は、統合日以後、大証における上場日から東証JASDAQに上場していたものとみな</li> <li>・出資証券（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券をいいます。）のうち、大証JASDAQ銘柄であるものについては、統合日において東証JASDAQに上場するものとします。なお、出資証券に関する取扱いについては、大証の現行制度を踏襲</li> <li>・「浮動株式数」の定義については、「流通株式数」に置き換えるものと</li> <li>・スタンダード区分からグロース区分又はグロース区分からスタンダード区分への内訳区分の変更については、大証の現行制度を踏まえて新設するJASDAQ内訳区分変更審査基準によるものと</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合日前に大証のJASDAQへの新規上場申請を行った者については、東証JASDAQへの新規上場申請を行ったものとみなして取り扱う旨を経過措置において定めます。</li> <li>・大証JASDAQ銘柄（JASDAQ重複上場銘柄であって、統合日において東証JASDAQを上場市場として選択しなかったものを除きます。）のうち、統合日前日において、大証が、JASDAQにおける有価証券上場規程に定める上場廃止基準に係る猶予期間入りとしている銘柄又は監理銘柄（確認中）若しくは監理銘柄（審査中）に指定している銘柄については、原則として、統合日において東証がその内容を引き継ぎます。</li> <li>・大証JASDAQ銘柄（JASDAQ重複上場銘柄であって、統合日において東証JASDAQを上場市場として選択しなかったものを除きます。）のうち、統合日前日において、大証が、整理銘柄に指定しているものについては、整理銘柄への指定に際して大証が定めた上場廃止日の前日までの期間に限り、東証JASDAQに上場するものとします。この場合において、東証は、当該銘柄を統合日において整理銘柄に指定するものとします。</li> </ul> <p>※大証がJASDAQにおける有価証券上場規程において規定する幹事取引参加者及び公認会計士等に協力を求めることができる旨の規定は、東証における現行の取扱いを踏襲し、統合後は引き継がないもの</p>

項 目	内 容	備 考
b. 上場関係料金  (3) 上場市場の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、大証の現行制度を踏襲します。</li>   <li>・東証 J A S D A Q から本則市場又はマザーズへの上場市場の変更、及び本則市場又はマザーズから東証 J A S D A Q への上場市場の変更の制度を新設します。</li> </ul>	<p>とします。</p> <p>※東証 J A S D A Q に上場する銘柄の T D n e t 利用料については、統合日から 3 年経過後を目途に見直しの検討を行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場市場の変更に際しては変更後の市場に係る上場審査基準に準じて東証が定める基準に基づき審査を行います。</li> <li>・上場市場の変更申請日の概ね 3 年前の日以後に上場した銘柄であって、新規上場時から会社の事業内容、内部管理体制等に大きな変更がない場合の上場市場の変更審査においては、新規上場後の状況を中心に確認します。</li> <li>・東証 J A S D A Q から本則市場への上場市場の変更の際に、上場市場の変更申請に係る株券等の市場第一部への指定を申請する場合には、市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定に係る形式要件を適用しないものとします。</li> <li>・上場市場の変更審査料は次のとおりとします。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①東証 J A S D A Q から本則市場への変更 4 0 0 万円 (外国株の場合は 2 0 0 万円)</li> <li>②東証 J A S D A Q からマザーズへの変更 2 0 0 万円 (外国株の場合は 1 0 0 万円)</li> <li>③本則市場又はマザーズから東証 J A S D A Q への変更 1 0 0 万円</li> </ul> </li> </ul>

項目	内容	備考
<p>(4) 会社情報の適時開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東証の現行制度を踏襲します。</li> <li>・ただし、東証 JASDAQ のグロース区分の上場銘柄については、3 年の経営計画（以下「中期経営計画」といいます。）の策定及び当該中期経営計画に基づく投資者向け説明会の実施（投資者向け説明会の開催に相当する活動の実施を含む。）を義務づけることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場市場の変更が承認された場合に支払う上場市場変更料は、次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①東証 JASDAQ から本則市場への変更 本則市場の新規上場料の額から 600 万円を控除した額</li> <li>②東証 JASDAQ からマザーズへの変更 上場市場変更料は要しないものとします。</li> <li>③マザーズから東証 JASDAQ への変更 東証 JASDAQ の新規上場料の額から、マザーズへの上場時に支払った新規上場料等の額を控除した額</li> <li>④本則市場から東証 JASDAQ への変更 上場市場変更料は要しないものとします。</li> </ul> </li> <li>・大証 JASDAQ 銘柄の発行者のうち、統合日前に東証の本則市場又はマザーズへの新規上場申請を行った者については、統合日以後、上場市場の変更申請を行ったものとみなして取り扱う旨を経過措置において定めます。</li> </ul> <p>※大証における現行の取扱いを踏襲するものです。  ※大証が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則において定める「調査委員会の設置」に関する規定及び「公認会計士等による事情説明への協力義務」（契約期間中に退任する場合）に関する規定については、東証における現行の取扱い</p>

項目	内容	備考
(5) 企業行動規範	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東証の現行制度を踏襲します。</li> <li>・ただし、東証 J A S D A Q のグロース区分の上場銘柄にあっては、次の①～④について、上場日から1年を経過した日以後最初に終了する事業年度（①にあっては、上場日以後最初に終了する事業年度）に係る定時株主総会の日まで適用を免除します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①独立役員の確保</li> <li>②取締役会、監査役会又は委員会及び会計監査人の設置</li> <li>③監査証明を行う公認会計士等への会計監査人の選任</li> <li>④業務の適正を確保するために必要な体制の整備に係る決定</li> </ul> </li> </ul>	<p>を踏襲し、統合後は引き継がないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大証単独上場銘柄及び大証 J A S D A Q 銘柄（ J A S D A Q 重複上場銘柄を除きます。）の発行者は、統合日後最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日後遅滞なく、社外役員の取引関係、相互就任関係、寄付関係を記載したコーポレート・ガバナンス報告書を提出するものとします。</li> </ul> <p>※大証における現行の取扱いを踏襲するものです。</p>
(6) 実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東証の現行制度を踏襲します。</li> </ul>	<p>※東証 J A S D A Q の上場銘柄に対しても上場契約違約金制度が適用されることとなります。</p>
(7) 優先株等、債券及び転換社債型新株予約権付社債券に関する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東証の現行制度を踏襲します。</li> <li>・統合日前日において、大証に上場する優先株等、債券又は転換社債型新株予約権付社債券のうち東証に上場していないものについては、統合日において東証に上場するものとします。</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
<p>(8) 受益証券及び投資証券その他新商品に関する取扱い</p> <p>a. E T N (外国指標連動証券)</p> <p>b. E T F</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東証の現行制度を踏襲します。</li>   <li>・東証の現行制度を踏襲します。</li> <li>・統合日前日において東証に上場していない大証E T F市場の上場銘柄(以下「大証単独上場E T F銘柄」といいます。)は、統合日において東証E T F市場に上場することとします。</li> </ul>	<p>※大証の「カバードワラント」に関する上場制度については、統合後は引き継がないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場規則上の名称を「E T N」に一本化します。</li> </ul> <p>※大証の上場制度において定める有担保E T Nについては、財務基準等を非適用とする取扱いについては、市場統合時には引き継がないものとし、今後具体的な上場検討事例が生じた時点で、改めて制度整備の検討を行うものとします。</p> <p>※大証の上場制度において定めるE T F流動性向上プログラムについては、統合後は引き継がないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大証単独上場E T F銘柄のうち、大証が、E T Fに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の改正付則において規定する「平成19年3月15日前において上場されているE T Fに係る追加上場時の上場手数料及び年賦課金」の取扱いの適用を受けているものについては、統合日から3年を経過するまでの間、統合日の直前に適用された年賦課金の額をもって年間上場料の額とするなど、相応の経過措置を設けます(詳細については別添3参照)。</li> <li>・大証単独上場E T F銘柄は、統合日以後、大証における上場日から東証E T F市場に上場していたものとみなします。</li> <li>・大証単独上場E T F銘柄のうち、統合日前日におい</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>c. 不動産投資信託証券</p> <p>d. カントリーファンド（外国投資証券）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東証の現行制度を踏襲します。</li>   <li>・東証においてカントリーファンド市場を新設します。</li> <li>・統合日前日において大証のカントリーファンド市場に上場している銘柄（以下「大証カントリーファンド市場上場銘柄」といいます。）は、統合日において東証のカントリーファンド市場（以下「東証カントリーファンド市場」といいます。）に上場することとします。</li> <li>・原則として、大証の現行制度を踏襲します。ただし、市場の信頼性・利便性向上の観点から、次の見直しを行うこととします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 予備申請制度を新たに設けることとします。</li> <li>② 不動産投資信託証券の上場制度と同様に、上場申請者に資産運用</li> </ul> </li> </ul>	<p>て、大証が、ETFに関する有価証券上場規程の特例に定める上場廃止基準に係る猶予期間入りとしている銘柄又は監理銘柄（確認中）若しくは監理銘柄（審査中）に指定している銘柄については、原則として、統合日において東証がその内容を引き継ぎます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大証単独上場ETF銘柄のうち、統合日前日において、大証が、整理銘柄に指定しているものについては、整理銘柄への指定に際して大証が定めた上場廃止日の前日までの期間に限り、東証ETF市場に上場するものとします。この場合において、東証は、当該銘柄を統合日において整理銘柄に指定するものとします。</li>   <li>・上場規則上の名称を「カントリーファンド」とし、上場対象とする有価証券の定義を新設します。</li> <li>・大証カントリーファンド市場上場銘柄は、統合日以後、大証における上場日から東証カントリーファンド市場に上場していたものとみなします。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
e. ベンチャーファンド	<p>会社を加えるほか、資産運用会社に関する上場審査基準・適時開示基準・上場廃止基準を新たに設けることとします。</p> <p>③ 新規上場、適時開示及び上場廃止に関して実質的な判断を伴う部分についてのガイドラインを新設し、その作成、変更及び廃止に関する業務を自主規制法人に対して委託することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東証においてベンチャーファンド市場を新設します。</li> <li>・統合日前日において大証のベンチャーファンド市場に上場している銘柄（以下「大証ベンチャーファンド市場上場銘柄」といいます。）は、統合日において東証のベンチャーファンド市場（以下「東証ベンチャーファンド市場」といいます。）に上場することとします。</li> <li>・原則として、大証の現行制度を踏襲します。ただし、市場の信頼性・利便性向上の観点から、次の見直しを行うこととします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 予備申請制度を新たに設けることとします。</li> <li>② 新規上場、適時開示及び上場廃止に関して実質的な判断を伴う部分についてのガイドラインを新設し、その作成、変更及び廃止に関する業務を自主規制法人に対して委託することとします。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場規則上の名称を「ベンチャーファンド」とし、上場対象とする有価証券の定義を新設します。</li> <li>・大証ベンチャーファンド市場上場銘柄は、統合日以後、大証における上場日から東証ベンチャーファンド市場に上場していたものとみなします。</li> </ul>
f. 新商品に関する実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東証の現行制度を踏襲します。</li> </ul>	<p>※東証カントリーファンド市場及び東証ベンチャーファンド市場の上場銘柄に対しても上場契約違約金制度が適用されることとなります。</p>
g. 新商品に関する上場規則の再構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ETFに関する規則と、ETF以外のファンドに関する規則について、定義規定を設けて用語の整理を行うとともに、それぞれを一つの編としてまとめ、「第5編 ETF」及び「第6編 ファンド」として再構成することとします。</li> </ul>	





項 目	内 容	備 考
<p>柄の引継ぎ</p> <p>b. 制度信用銘柄の選定及び選定取消し基準</p> <p>c. 貸借銘柄の選定及び選定取消し基準</p>	<p>ものについては、統合日において、それぞれ東証の制度信用銘柄又は貸借銘柄に選定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合時重複上場銘柄又はJASDAQ重複上場銘柄のうち、統合日前日に大証においてのみ貸借銘柄に選定されている銘柄については、統合日において東証の貸借銘柄に選定します。</li> <li>・新設される東証カントリーファンド市場及び東証ベンチャーファンド市場の上場銘柄についても、制度信用取引・貸借取引の対象とします。</li> </ul> <p>・制度信用銘柄に係る選定基準を現行の大証の基準に準じた基準に変更し、債務超過でない銘柄については、制度信用銘柄に選定することとします。</p> <p>・制度信用銘柄のうち直近事業年度において債務超過になった銘柄は、選定を取り消します。</p> <p>・現行の東証の基準を踏襲します。</p>	<p>合日前日において、貸借銘柄の選定取消しに係る猶予期間内にある銘柄であり、当該猶予期間に入った日の前日において、株主数又は浮動株式数の基準に該当していたものについては、その内容を引き継ぎます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産投資信託証券に準じた選定基準を設けません。</li> <li>・直接新規上場銘柄は初値決定日の翌日に、それ以外の新規上場銘柄は、上場日に制度信用銘柄に選定します。</li> <li>・統合日の前日において東証に上場する非制度信用銘柄のうち、直前事業年度の末日に債務超過でないものについては、統合日に制度信用銘柄に選定します。</li> <li>・統合日以降に終了する事業年度の末日において、債務超過となった銘柄から適用します。</li> <li>・債務超過であることが確認された後、猶予期間を経ずに、速やかに取り消します。</li> <li>・上記a.により選定された貸借銘柄について、統合日から1年を経過するまでの間に事業年度の末日が到来した銘柄は、現行の大証の浮動株式数及び株主数等の基準により、選定取消しの猶予期間入りの確認を行います。</li> <li>・上記b.により制度信用銘柄の選定を取り消され</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>d. 指定証券金融会社</p> <p>e. 規制措置等に係るガイドライン</p> <p>f. 信用取引残高の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定証券金融会社について、1社を指定します。</li> <li>・市場統合前の東証のガイドラインを踏襲します。</li> <li>・大証単独上場銘柄について統合日前日において、大証で行われている措置については、統合日において東証が引き継ぎます。</li> <li>・大証単独上場銘柄については、統合日に東証に新規上場した銘柄として取り扱います。</li> </ul>	<p>た貸借銘柄については、貸借銘柄の選定を取り消します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインにおける複数日連続して該当することが条件の基準については、統合日前日までの大証での売買に遡って統合後のガイドラインによる該当又は解除の判断を行います。</li> <li>・「信用取引現在高（一般信用取引・制度信用取引別）」において、東証 J A S D A Q 銘柄は市場第二部に集計し、東証 J A S D A Q 単独での信用取引現在高の公表は行いません。</li> <li>・統合時重複上場銘柄又は J A S D A Q 重複上場銘柄の大証における信用取引残高は、統合日以降、東証の信用取引残高として取り扱います。</li> <li>・三市場分として公表している数値については、統合日以降、株式会社名古屋証券取引所との二市場の数値を合算して公表します。</li> </ul>
<p>4. 売買システムの整備について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現物市場に係る売買システムは、東証の売買システムを利用することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立会取引については arrowhead を利用することとします。</li> <li>・立会外取引（単一銘柄取引、バスケット取引、</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
		<p>終値取引及び自己株式立会外買付取引) 及び立会外分売については ToSTNeT システムを利用することとします。</p> <p>※株券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券の当日決済取引並びに債券の売買については、現行の東証と同様、売買システムによる売買以外の売買とします。</p>
<p>5. その他</p> <p>(1) 先物・オプション取引口座設定約諾書</p> <p>(2) その他</p>	<p>・大証上場の先物・オプション取引に係る清算機関を株式会社日本証券クリアリング機構に統合することを受けて、東証の先物・オプション取引口座設定約諾書について、大証の同約諾書と統一化することとし、所要の改正を行います。</p> <p>・その他所要の改正を行うものとします。</p>	

### III 実施時期（予定）

- ・平成25年7月16日に実施します。

以 上

## 本則市場の大証単独上場銘柄に対する上場廃止基準の適用に関する経過措置

## 1. 株主数、流通株式数、流通株式時価総額に係る上場廃止基準

項目	統合日から3年以内に終了する事業年度の末日において適用される基準	統合日から3年経過後に終了する事業年度の末日において適用される基準 <sup>1</sup>
(1) 株主数	・ <u>150人</u> 未満である場合において、1年以内に <u>150人</u> 以上にならないとき	・ <u>400人</u> 未満である場合において、1年以内に <u>400人</u> 以上にならないとき
(2) 流通株式数	・ <u>1,000単位</u> 未満である場合において、1年以内に <u>1,000単位</u> 以上とならないとき	・ <u>2,000単位</u> 未満である場合において、1年以内に <u>2,000単位</u> 以上とならないとき
(3) 流通株式時価総額	・ <u>2億5,000万円</u> 未満である場合において、1年以内に <u>2億5,000万円</u> 以上とならないとき <sup>2</sup>	・ <u>5億円</u> 未満である場合において、1年以内に <u>5億円</u> 以上とならないとき

## 2. 売買高、時価総額、破産等に係る上場廃止基準

項目	統合日から3年経過以前に適用される基準	統合日から3年経過後に適用される基準
(1) 売買高	・ 12月末日以前1年間における月平均売買高が <u>5単位</u> 未満である場合（大阪証券取引所における売買高も含めて計算する。）	・ 次の①又は②に該当する場合 ①毎年12月末日以前1年間における月平均売買高が <u>10単位</u> 未満である場合 <sup>3</sup>

<sup>1</sup> 3月期決算会社の場合、平成29年3月期から適用し、例えば、(1)の株主数に係る基準では、平成29年3月期の株主数が400人を下回る場合において、平成30年3月期までに400人以上にならないときに上場廃止となります。平成28年3月期の株主数が150人を下回る場合において、平成29年3月期の株主数が150人以上400人未満となった場合は、引き続き1年間の猶予期間に入ることとなります。(2)の流通株式数及び(3)の流通株式時価総額の適用のタイミングについても同様です。

<sup>2</sup> 大証における現行の取扱いを踏襲し、平成25年12月末までの間は、「2億5,000万円」を「1億5,000万円」に変更して適用します。

<sup>3</sup> 平成28年12月末における審査から適用します。

項目	統合日から3年経過以前に適用される基準	統合日から3年経過後に適用される基準
		②毎月の末日以前3か月間に売買が成立していない場合 <sup>4</sup>
(2) 時価総額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>5億円</u>未満である場合において、9か月（事業計画の改善等を記載した書面を提出しない場合は3か月）以内に<u>5億円</u>以上としないとき<sup>5</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の①又は②に該当する場合<sup>6</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>10億円</u>未満である場合において、9か月（事業計画の改善等を記載した書面を提出しない場合は3か月）以内に<u>10億円</u>以上としないとき</li> <li>② <u>上場株券等の数に2を乗じて得た数値</u>未満である場合において、<u>3か月以内に当該数値以上としないとき</u></li> </ul> </li> </ul>
(3) 破産手続、再生手続又は更生手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、再建計画の開示を行った場合には、その翌日から起算して1か月間の時価総額が<u>5億円</u>以上としないとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、再建計画の開示を行った場合には、その翌日から起算して1か月間の時価総額が<u>10億円</u>以上としないとき<sup>7</sup></li> </ul>

以上

<sup>4</sup> 平成28年7月末における審査から適用します。

<sup>5</sup> 大証における現行の取扱いを踏襲し、平成25年12月末までの間は、「5億円」を「3億円」に変更して適用します。

<sup>6</sup> 平成28年7月の時価総額の審査から適用します。

<sup>7</sup> 統合日から3年経過した日以後に再建計画の開示を行った場合の審査から適用します。

本則市場の大証単独上場銘柄<sup>1</sup>の上場関係料金に関する経過措置

項目	大証における現行料金体系	東証における料金体系	大証単独上場銘柄に係る経過措置																					
年間上場料 (年賦課金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場株式数に応じて算出した年賦課金を課金</li> <li>年賦課金とは別枠でTDnet利用料89,250円(消費税相当額を含む。)を課金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場時価総額と市場区分に応じて次の表により算出される金額にTDnet利用料12万円を加算した金額を年間上場料とし、その半額ずつを2月末日及び8月末日に課金</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上場時価総額</th> <th>市場第一部</th> <th>市場第二部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円以下</td> <td>96万円</td> <td>72万円</td> </tr> <tr> <td>～250億円</td> <td>168万円</td> <td>144万円</td> </tr> <tr> <td>～500億円</td> <td>240万円</td> <td>216万円</td> </tr> <tr> <td>～2,500億円</td> <td>312万円</td> <td>288万円</td> </tr> <tr> <td>～5,000億円</td> <td>384万円</td> <td>360万円</td> </tr> <tr> <td>5,000億円超</td> <td>456万円</td> <td>432万円</td> </tr> </tbody> </table>	上場時価総額	市場第一部	市場第二部	50億円以下	96万円	72万円	～250億円	168万円	144万円	～500億円	240万円	216万円	～2,500億円	312万円	288万円	～5,000億円	384万円	360万円	5,000億円超	456万円	432万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年8月以前を支払期日とする年間上場料は、統合日の直前に大証において適用された年賦課金の額<sup>23</sup>に、TDnet利用料85,000円(税抜)を加算した金額に据置きします。</li> <li>平成25年8月末日を納入期日とする年間上場料は、同年7月から9月までの期間に対応するものとして月割計算します。</li> </ul>
上場時価総額	市場第一部	市場第二部																						
50億円以下	96万円	72万円																						
～250億円	168万円	144万円																						
～500億円	240万円	216万円																						
～2,500億円	312万円	288万円																						
～5,000億円	384万円	360万円																						
5,000億円超	456万円	432万円																						
新株上場に係る料金 (上場手数料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場手数料として、発行総額の万分の6(新株予約権の行使等によるものは万分の1)に相当する額を課金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株が上場される場合に、発行総額の万分の8に相当する額を課金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合日前に発行決議が行われ、上場日が統合日以後となる新株券(株式の転換又は新株予約権の行使等により新たに発行される株券を除きま</li> </ul>																					

<sup>1</sup> 平成25年1月31日以後統合日以前に東証に上場廃止申請を行って上場廃止となった銘柄及び統合日の翌日以後に市場第一部銘柄の指定を受けた銘柄を除きます。

<sup>2</sup> 私的整理等を実施したことに伴い、統合日の直前の年賦課金支払いを免除された会社については、本来適用されるはずであった年賦課金の額を適用します。ただし、統合日において3年の免除期間が終了していない場合は、当該期間内は引き続き支払いを免除します。

<sup>3</sup> 上場継続年数が20年以上の場合の年賦課金の割引措置を受けている会社については、当該割引後の年賦課金の額を適用します。

項目	大証における現行料金体系	東証における料金体系	大証単独上場銘柄に係る経過措置
			す。)の上場に係る料金については、現行の大証の上場手数料の体系により課金します。
上場株券の発行又は処分に係る料金	・なし	・上場株券（上場株券に転換される非上場株券を含みます）の発行又は処分が行われた場合に、発行総額の万分の1に相当する額を課金	・統合日前に発行又は処分の決議が行われた場合は、課金の対象外とします。
新株予約権の発行に係る料金	・なし	・新株予約権の発行が行われた場合に、「新株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得た金額と新株予約権の行使に係る払込金額に新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の合計金額」の万分の1に相当する額を課金	・統合日前に発行決議が行われた新株予約権については、課金の対象外とします。
売出しに係る料金	・なし	・売出しが行われた場合に、売出金額の万分の1に相当する額を課金	・統合日前に売出しの決定が行われた場合は、課金の対象外とします。
合併等に係る料金	・吸収合併等に際して発行する新株式について、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして、新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の6を上場手数料として課金	・吸収合併等が行われた場合に、「吸収合併等に際して発行する株券等の数と交付する自己株式の株券等の数との合計数に、当該吸収合併等の効力発生日の売買立会における当該株券等の最終価格を乗じて得た金額」の万分の2に相当する額を課金	・統合日前に吸収合併等の決議が行われ、効力発生日が統合日以後となる場合は、現行の大証の上場手数料の体系により課金します。

以上

## 大証単独上場ETF銘柄の上場関係料金に関する経過措置

項目	大証における現行料金体系	東証における料金体系	経過措置
年間上場料 (年賦課金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均上場口数に応じて算出した年賦課金を課金<sup>1</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>純資産総額の万分の0.75に相当する額を課金</li> <li>ただし、純資産総額が1兆円を超える場合は、純資産総額から1兆円を減じて得た額の万分の0.5に相当する額に7,500万円を加算した額を課金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年8月以前を支払期日とする年間上場料は、統合日の直前に大証において適用された年賦課金の額に据え置きます。</li> <li>平成25年8月末日を納入期日とする年間上場料は、同年7月から9月までの期間に対応するものとして月割計算します。</li> </ul>
追加上場料 (追加上場時の上場手数料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益権1売買単位につき30円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加信託総額<sup>2</sup>の万分の0.75に相当する額を課金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過措置は行いません。(統合日より東証における料金体系を適用します。)</li> <li>平成25年12月末日を基準とする追加上場料は、同年7月から12月までの期間に対応するものとして月割計算します。</li> </ul>

以上

<sup>1</sup> 平成19年3月15日前において上場されているETFが対象となっています。同日以後に上場したETFについては、東証における料金体系と同様の体系により年賦課金を課金しています。

<sup>2</sup> 毎年の12月末日現在の純資産総額を基準とし、大証における新規上場日現在の純資産総額及び大証に新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額を追加信託総額とみなして計算します。